## 平成30年度第3回上越市介護保険運営協議会 次第

日時: 平成 31 年 2 月 14 日 (木)

14:00~15:30 場所:市役所 401 会議室

- 1 開会
- 2 協議
  - (1)上越市認知症施策総合戦略(上越市版オレンジプラン)(案)の策定について
  - (2) 平成31年度事業について
    - ①介護認定審査会合議体数の見直しについて
    - ②消費税率10%への引上げに合わせた低所得者の介護保険料の軽減強 化について
    - ③ふれあいランチサービス事業の見直し・拡充について
  - (3) その他
- 3 閉会

# 上越市認知症施策総合戦略 (上越市版オレンジプラン) (案)

平成 31 年 3 月

# 目 次

1	当市における認知症に関するこれまでの主な取組について1
2	上越市認知症施策総合戦略の策定5
3	本プラン策定の位置付け(法令等の根拠及び目的)6
4	本プランに示す4つの施策の柱ごとの取組と目標7
【資料	
1	国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要と本総合戦略の相関について15
2	認知症の類型17
3	認知症を理解する18
4	高齢者の総合相談窓口:地域包括支援センター 一覧20
5	認知症の診療に関する相談機関21
6	高齢者の権利擁護等に関する相談窓口21
	で中の元号は新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年につい : 「巫成」により表記しています。

## 1 当市における認知症に関するこれまでの主な取組について

急速な高齢化の進展に伴い、当市においても認知症高齢者の増加が顕著となり、要介護認定データから認知症状により日常生活に支障が生じる「日常生活自立度 II a」以上の認知症高齢者は、平成30年10月現在9,346人に達し、自然推計によると平成37年(2025年)には1万人を超える見込みとなっています。

<参考> 認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱa以上)の推移と推計(各年10月1日)

区 分	平成 27 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
65 歳以上人口	58,761 人	60,395人	61,909 人	61,336人
高齢化率	29.6%	30.9%	32.4%	33.6%
認知症高齢者数	8,822 人	9,009人	9,579人	10,104人
65 歳以上人口に占める割合	15.0%	14.9%	15.5%	16.5%

こうした状況を踏まえ、当市では、認知症初期集中支援チームの設置など、国の新オレンジプラン及び市の介護保険事業計画をよりどころとしながら、この間、認知症対策に関する様々な取組を以下のとおり展開しています。

## (1) 認知症の人の権利擁護

介護保険制度と同時にスタートした「成年後見制度」や軽度認知症等により介護サービスの契約や日常的な金銭管理が不安な高齢者に対する「日常生活自立支援事業」は、認知症高齢者の財産や権利の保護、身上監護の上で有効な制度であることから、支援者であるケアマネジャーや地域包括支援センター職員等が適切な支援ができるようパンフレットなどを活用し、周知を図ってきました。また、生活保護等の人を対象に成年後見制度利用助成や身寄りのいない人に対する市長申立を行っています。

このほか、虐待や消費者被害、詐欺に遭う高齢者が増加していることからも、認知症の人が安全で安心な生活が送れるよう、支援体制の強化も図っています。

## (2) 認知症の正しい理解

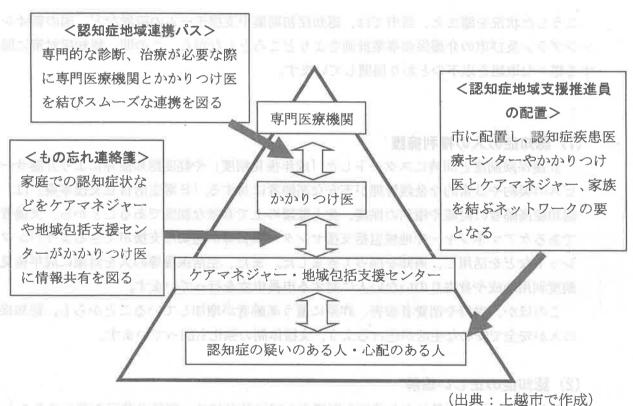
認知症は、早期発見により適切な医療やケアに結び付け、病気の進行を遅らせることで住み慣れた地域で生活することが可能となります。また、認知症は誰にでも起こりうる脳の病気であることから、対処方法や予防に関する知識が普及することで周囲の理解も進みます。このような認知症の特性を理解し、地域で認知症の人を見守る支援者を増やすための「認知症サポーター養成講座」を子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象に実施しています。このほか、認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」を対象に、そのスキルの向上を図るため、育成研修を実施しています。

# (3) 認知症地域支援推進員の配置 スカース オリコー は スカース コール

平成21年度から市に配置している認知症地域支援推進員は、認知症初期集中支援チー ムと連携して、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認 知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施しています。

## (4) 認知症ケアパスの活用

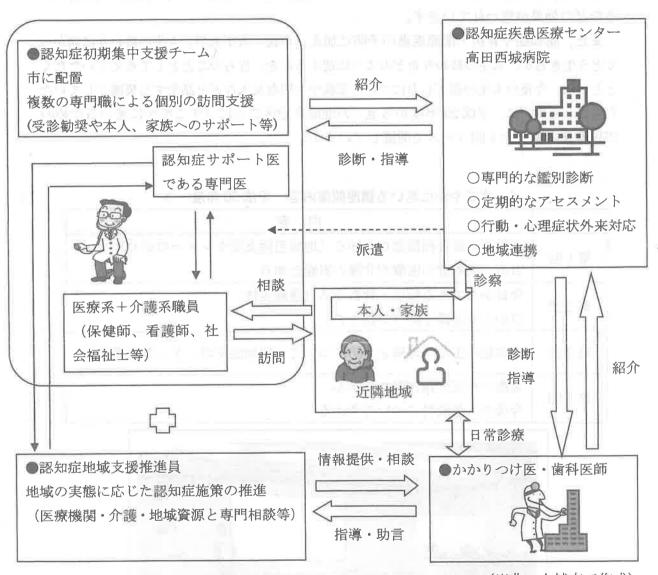
ケアマネジャー、地域包括支援センター職員等が早期の症状をかかりつけ医に情報提 供するため、上越医師会と共同で作成した「もの忘れ連絡箋」の活用や、かかりつけ医 が専門医療機関に情報提供するための「認知症地域連携パス」などの連携ツールを利用 し、ネットワーク化を図っています。また、認知症の予防や対応の仕方など認知症の人 を地域で支えていくための啓発用に作成した認知症ケアパスを活用し、市民の皆さんへ の周知の強化をしています。



## (5) 認知症初期集中支援チームの設置 (5) 認知症初期集中支援チームの設置 (5) には (5)

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、市では平成27年4月に保健師、社会福祉士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、年間50件程度の相談に対応してきています。認知症初期集中支援チームでは、認知症疾患医療センターの専門医と連携し、早期からの訪問や適切な医療の提供などを通じ、認知症の人のアセスメントや家族の支援を継続して実施しています。

# <認知症初期集中支援チームの活動イメージ>



(出典:上越市で作成)

## (6) 認知症の介護予防・重症化防止に向けた取組の推進 東京 中央 (6) 認知症の介護予防・重症化防止に向けた取組の推進 (6) 認知症 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知症 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6) 認知 (6)

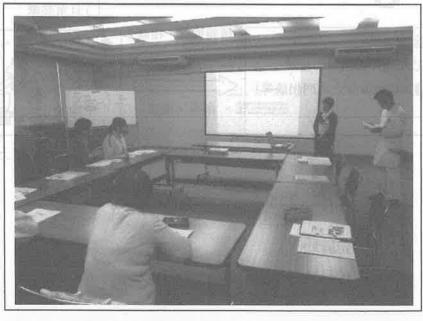
糖尿病の人は糖尿病の既往の無い人に比べ、認知症を発症する割合が4倍近く高い状況にあり、また、脳血管性認知症では、生活習慣病が悪化したことによって脳の血管に影響が生ずるなど、認知症の発症と生活習慣病の既往には関連性のあることが分っています。

このため、市ではその対策として、要介護認定者が急増する 75 歳前の人を対象に認知 症を始めとする生活習慣病に起因する介護予防の取組として、平成 22 年度から高齢者健 康支援訪問事業を実施しています。毎年、特定健康診査の結果から生活習慣病の重症化 のハイリスク者を抽出し、保健師・栄養士などが個別の保健指導を行い、継続して訪問 できた人は、訪問できなかった人に比べ、要介護状態への移行率が半分程度に抑えられ るなどの効果が現われています。

また、認知症や骨折・関節疾患の予防に加え、市民一人1人が、人生の終わりに向かってどう生きるか、人生の終わりをどのように迎えるかを、自らのこととして考えていただくとともに、今後の人生の過ごし方について家族や大切な友人などと話をする契機としていただくことを目的に、平成29年度から全ての地域自治区ごとに「すこやかに老いるための市民啓発講座」を4回コースで開催しています。

## く すこやかに老いる講座開催内容 平成30年度 >

	内容
AX 1 [5]	高齢者の総合相談窓口を知る(地域包括支援センターの紹介)
第1回	当市の高齢者の医療や介護の実態を知る
# 0 E	今日からできる転倒・骨折予防(運動実技)
第2回	口からの介護予防(口腔ケア)
第3回	認知症の正しい理解と予防について(認知症サポーター養成講座)
2775 A 15-11	実際の在宅介護体験から学ぶ
第4回	今後の人生設計について考える



## 2 上越市認知症施策総合戦略の策定

## (1) 策定の趣旨

市では、このたび、現行の取組を踏まえ、「上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」の基本方針に掲げた「地域包括ケアシステムの深化・推進」における具体的な認知症施策を総合的に推進していくことを目的に「上越市認知症施策総合戦略(上越市版オレンジプラン。以下「本プラン」という)」を策定し、施策のさらなる推進を図ります。

本プランの策定に当たっては、認知症に関する課題を整理するとともに、国の方針に沿って、認知症の人やその家族の声を幅広くお聴きしながら、必要な施策の柱を定め、これを整理しました。あわせて、各種取組を一体的・効果的に実施することにより「市民が認知症を正しく理解し、全ての認知症の人が安全・安心な生活を送ることができる状態を目指す」こととし、4つの柱に基づく施策を総合的に推進していきます。

また、認知症の発症予防・重症化予防の取組をこれまで以上に強化し、認知症により 日常生活に支障が生じる認知症高齢者数を、平成37年度において1万人以下とすること を目標とします。

#### (2) 計画期間

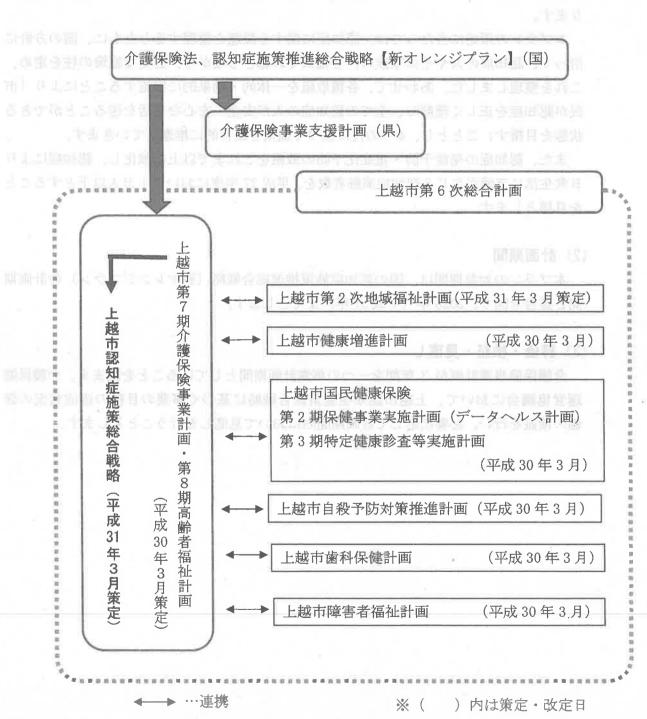
本プランの対象期間は、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の計画期間と整合を図り、2025年(平成37年)までとします。

#### (3) 評価・検証・見直し

介護保険事業計画が3年間を一つの事業計画期間としていることを踏まえ、介護保険 運営協議会において、上越市認知症施策総合戦略に基づく事業の目標の達成状況の評 価・検証を行い、必要に応じて計画期間内において見直しを行うこととします。

## 3 本プラン策定の位置付け(法令等の根拠及び目的)

本プランは、市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」に基づき、「上越市第7期 介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」の基本方針の一つに掲げた「上越市地域包括 ケアシステムの深化・推進」における、認知症施策を総合的に推進していくために策定す るものです。



# 4 本プランに示す4つの施策の柱ごとの取組と目標

市では、本プランに基づく、各種取組を一体的・効果的に実施することにより「市民が認知症を正しく理解し、全ての認知症の人が安全・安心な生活を送ることができる状態を目指す」こととし、以下の4つの柱に基づく施策を総合的に推進していきます。

## 

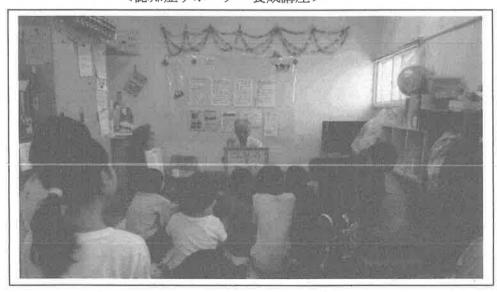
- (1) 認知症の正しい理解と認知症予防の取組の充実
- (2) 認知症の状態に応じた医療・介護等の適切なサービスの推進
- (4) 認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの推進

## (1) 認知症の正しい理解と認知症予防の取組の充実

市民の皆さんに、認知症を正しく理解していただくため、認知症サポーター養成講座や市民啓発講座を開催する中で、当事者からは「できるのにやらせてくれない。全てダメな人間という目で見ないで欲しい。」また、家族からも「認知症の親のことを隠したい。周りの目が気になる。」などの声をお聴きしています。認知症を正しく理解するとともに、当事者や家族の思いも十分に理解することができるよう、今後より一層の啓発が重要と考えます。

この認識を踏まえ、今後の新たな取組として、国が作成した当事者の声を反映したガイドや、本プラン策定に向け収集した当事者や家族の声を啓発講座で活用するとともに、健診会場で物忘れチェックを行い、必要に応じて各種相談や医療機関の受診へつなげるなど、認知症の予防や重症化予防の取組を推進していきます。

これらの取組を通じて、市民が認知症に関心を持つとともに、認知症の人や家族の思いを理解し、さらには自身の認知症予防にもつなげていただく状態を目指す中で、平成37年度における認知症高齢者の目標人数を1万人以下と設定しました。



<認知症サポーター養成講座>

## (1) 認知症の正しい理解と認知症予防の取組の充実

これまでの取組	課題
①認知症サポーター養成講座の開催	・認知症の理解及び予防について、
②市民啓発講座の開催(稲作ケア、認知症対策)	より多くの市民への啓発が必要
③認知症予防の講座の開催(地域自治区単位で開	・当事者、家族の思いを理解できて
催)	いない

### 【当事者の声】

- ・馬鹿にしたり、年寄り扱いして欲しくない。
- ・家族に叱られてばかり。家族に申し訳ない。
- ・何でもできるのにやらせてくれない。あれもダメ、これもダメと言われる。
- ・全てダメな人間という目で見ないで欲しい。

#### 【家族の声】

- ・認知症の親のこと、家族のこと隠したい。周りの目が気になる。
- ・認知症に対してマイナスイメージが強い。



## 当事者や家族の声を反映した今後の取組

- 免認知症サポーター養成講座の拡充(年間2,300人)
- 免認知症予防の取組の充実
- 免市民啓発講座の開催(年2回)
- 新H31~国作成当事者の声を反映したガイド、市作成の当事者・家族の声の活用
- ⋒ H31~地域包括支援センターの実態把握訪問や地域での講座で啓発チラシを配布
- 新 H32~市の健診等で物忘れチェックの実施
  - →地域包括支援センター等の各種相談、医師の無料相談会、医療機関受診等 へつなげる



#### <目標>

- ・市民が認知症の人や家族の思いを理解することができる
- ・市民が認知症に関心を持つことができる
- ・市民が病気である認知症について理解し、認知症の予防に取り組んでいる 目標:平成37年度において認知症高齢者数1万人以下

## 

市がこれまで実施してきた、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置、医療と介護の連携ツールの活用などの取組を実施してきましたが、認知症になっても就労継続したい、趣味活動を続けたいなど、当事者や家族の希望に合ったサービスが十分に提供されているとは言えないことが明らかとなっています。

そこで、今後の新たな取組として、平成30年度に再編、機能強化を図った地域包括支援センターを対象に認知症相談対応力向上の研修会を開催し、地域で気軽に相談できる体制を強化することとします。

また、認知症の人を理解し、雇用している事業所を表彰するとともに稲作ケアなどにより育てた農作物や加工品の販売などを通じ、認知症の人の居場所と役割の確保や継続の支援も新たに盛り込みます。

こうした取組を実施することにより、認知症の人や家族が認知症の状態に応じた適切な医療や介護等のサービスの提供や支援を受け、安心して過ごすことができている状態と、また、認知症を正しく理解し、雇用などにより支援を行っている事業所の増加を目標とします。

世界でも変換の声を表現したものの数据の

(A DOUG BERT ASSESSED (2) 24 - 4 - 11 - 4 20 2 (2)

Series Continues and Theory

X55r-

#### (2) 認知症の状態に応じた医療・介護等の適切なサービスの推進

これまでの取組	課題
①認知症初期集中支援チームによる早期からの相談支援体制	<ul><li>・当事者、家族の希望</li></ul>
②認知症地域支援推進員の配置 (医療や事業所の連携支援)	に合ったサービス
③医療と介護の連携強化(ICT、認知症ケアパス、認知症地域	が十分に提供でき
連携パス、もの忘れ連絡箋の活用)	ていない
④認知症の人の権利擁護	
⑤介護保険サービスの提供	

### 【当事者の声】

- ・仕事を頑張りたいけど、クビになるかも。
- ・外で散歩や草取りをしたいが、家族に止められた。趣味活動を続けたい。楽しみた いがうまくいかない。
- ・私はできることが多い。自分のことは自分でしたい。家族が役割を少なくしてくれ て、今は楽しんでいる。
- ・自分ではまだまだやれているけど、周りは必要以上に心配してくる。



継:継続、充:充実、新:開始年度

## 当事者や家族の声を反映した今後の取組

- (網) 認知症初期集中支援チーム、医療と介護の連携強化、介護保険サービスの提供
- 元認知症地域支援推進員の活動の拡充
- 免成年後見制度の周知の強化
- 第 H31~地域包括支援センター職員向けの相談対応力向上研修会の開催
- 新H33~認知症の人の雇用に取り組んでいる事業所を優良事業所として表彰
- 第H34~稲作ケア、オレンジレストラン、農産物・加工品などの販売等



#### <目標>

- ・認知症の人や家族が認知症の状態に応じた適切な医療や介護等のサービスの提 供や支援を受け、安心して過ごすことができる
- ・認知症の人を理解し、雇用などにより支援を行っている事業所が増える 目標:市内事業所の1割

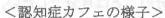
## 

平成 27 年度から 28 の地域自治区ごとに開始した「地域支え合い事業」では、すこや かサロンや認知症カフェの開催を通じて、身近に気軽に集える場所や就労先が少ないこ とや認知症状に対する適切な対応が分らずに、家族が困っている状況も見えてきました。

そこで、今後の新たな取組として、家族向けに認知症の人への接し方講座を開催し、 認知症状の理解や症状に合った対応方法を学ぶとともに、認知症の人の就労支援・活動 支援の窓口を事業所等に開設することにより、認知症になっても地域で役割を持って生 活できる環境の整備を行うこととします。

また、地域包括支援センターに「認知症なんでも相談窓口」を開設し、保健師が中心となった相談・支援にも取り組みます。

こうした取組を行うことにより、認知症になっても気軽に集え、活躍する場所があり、 認知症の人や家族、支援者が不安なく接することができることを目標とします。





・ 総知証の人を利用の内閣が担任の中間に応じては対象が必要を行りませる。・ 体や支援を受け、役をして過ごすことができる。・ 総知証の人を理解し、提用などにより支援を行っている事業を対象する。

## (3) 認知症の人と家族への支援の推進 (3) 認知症の人と家族への支援の推進 (3) による (4) に

これまでの取組	課題
①認知症カフェの開催(地域自治区ごとに開催)	・身近で気軽に集える場所や就労・活
②サロンの開催 (地域自治区ごとに開催)	動等について相談できる場が少ない

#### 【当事者の声】

- ・認知症になったのか自分で判断できない。
- ・心の中に霧がかかっているみたい。
- ・できていたことができなくなってショックだ。
- ・なかなか病気を受け入れできない。
- ・行きたいくないけど、デイサービスに行かされる。

### 【家族の声】

- ・できないのにできるという。対応の仕方がわからない。
- ・物忘れなのか、認知症なのかわからない。
- ・デイサービス以外に行く所、居場所がない。



翻:継続、免:充実、新:開始

## 当事者や家族の声を反映した今後の取組

- 御地域支え合い事業を実施し、居場所を確保し、サロン等での役割を創出する
- 免気軽に相談し、集える場の提供(事業所、公共施設)
- 新H31~認知症の人への接し方講座の開催
- 新H31~認知症なんでも相談窓口の開設
- 新H33~夜間に家族の集いの開催
- 新H34~認知症の人の就労支援・活動支援の窓口の開設



#### <目標>

- ・認知症になっても気軽に集える場所がある
- ・認知症になっても活躍する場がある
- ・地域で認知症に関して気軽になんでも相談できる場がある
- ・認知症の人に対し、認知症の人の家族や支援者が不安なく接することができる

## (4) 認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの推進

これまでも、高齢者見守りネットワーク事業として、認知症高齢者の見守り支援、見守り体制の構築を進める中で、異変や危険を発見し、支援につなげる事業を展開しています。今後は「認知症の人とその家族にやさしい地域づくり」の視点に立って、強固な地域ぐるみの支援体制を構築していくことが必要と考えます。

そこで、的確な見守りの在り方について研究を進めるとともに、新たに地域の方々に参加していただく「認知症徘徊模擬訓練」を行い、地域としての支援策を検討していただく機会を作ります。

こうした取組を行うことにより、認知症になっても不安なく地域で生活することができ、地域住民が認知症を理解し、地域ぐるみで見守り、支え合いを行っている状態を目標とします。

これまでの取組	課題
①認知症高齢者の見守り支援、見守り体制の	・認知症高齢者を地域で見守る体制が不
構築	十分

## 【家族の声】

- ・親は自慢の親で、認知症だと認めたくない。



## 当事者や家族の声を反映した今後の取組

- 免認知症高齢者の見守り支援の強化(地域での見守り活動の充実)及び研究
- 新H32~認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れるよう、地域 ぐるみで支援する
- 新H34~認知症徘徊模擬訓練の実施(介護保険事業所や地域の協力を得る)



#### <目標>

- ・認知症になっても不安なく地域で生活することができる
- ・地域住民が認知症を理解し、地域ぐるみで見守り、支え合いを行っている

## 【資料編】

1 国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要と本総合戦略の相関について

## <基本的な考え方>

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

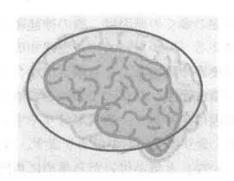
## <国の新オレンジプランの7つの柱と本総合戦略の相関>

国の7つの柱		当市の4つの柱
1	認知症への理解を深めるための普及・啓	1 認知症の正しい理解と認知症予防の取組
	発の推進	の充実
	・広告等を通じ認知症への社会の理解を深	・認知症サポーター養成講座の開催
	めるための全国的なキャンペーンの展開	・市民啓発講座の開催(稲作ケア、認知症
	・認知症サポーターの養成	対策)
	・認知症の人を含む高齢者への理解を深め	・啓発チラシの配布
	るような教育を推進	・市の健診等で物忘れチェックの実施
	THE STREET STREET	・国作成当事者の声を反映したガイド、市
		作成の当事者・家族の声の活用
2	認知症の容態に応じた適時・適切な医	2 認知症の状態に応じた医療・介護等の適
	療・介護等の提供	切なサービスの推進
	・本人主体の医療・介護等の徹底	・認知症初期集中支援チームによる早期が
	・発症予防の推進	らの相談支援体制
	・早期診断・早期対応のための体制整備	・認知症地域支援推進員の活動の充実
	・行動・心理症状や身体合併症への適切な	・医療と介護の連携強化
	対応	・地域包括支援センター職員向けの相談対
	・認知症の人の生活を支える介護の提供	応能力向上研修会の開催
	・人生の最終段階を支える医療・介護等の	・稲作ケア、オレンジレストラン、農産物、
	提供	加工品などの販売等
	・医療・介護等の有機的な連携の推進	・認知症カフェ開催及び内容の充実
3	若年性認知症施策の強化	(再掲)
		・認知症カフェ開催及び内容の充実
		・気軽に相談し、集える場の提供
		・認知症の人の就労支援・活動支援の窓口
		の開設

国の7つの柱	当市の4つの柱 アログロション
4 認知症の人の介護者への支援合統本と更別の (ビデモベビス) 大元	保し、サロン等での役割を創出する ・認知症カフェの開催及び内容の充実 ・気軽に相談し、集える場所の提供 ・認知症の人への接し方講座の開催 ・認知症なんでも相談窓口の開設 ・夜間に家族の集いの開催 ・認知症の人の就労支援・活動支援の窓口
5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域 づくりの推進 ・生活面の支援	4 認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの推進 ・認知症高齢者の見守り支援の強化
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れるよう、地域ぐるみで支援する</li> <li>・認知症徘徊模擬訓練の実施</li> <li>・認知症の人の就労支援・活動支援の窓口の開設</li> <li>・認知症の人の雇用に取り組んでいる事業所を優良事業所として表彰</li> <li>(再掲)</li> </ul>
2 認知症の状態に応じた返産・介護等の面 切なサービスの推進 ・認知症制が単中支援モートによる早期か もの相能支援に囲	・稲作ケア、オレンジレストラン、農産物、加工品などの販売等 ・認知症カフェの開催及び内容の充実 ・気軽に相談し、集える場の提供
6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究 ・認知症の原因となる疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状等を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進する	<ul> <li>早期か成・早期対応のためなりは ・行動・心理症状や身体合併症への衝突し 及び ・民動症の人の生活を支えらか側の他の ・民動の情報関係を支える疾病・小医早の ・民動・介護等関係を支える疾病・小医早の ・民動・介護等の可動血などのが近地。</li> <li>3 等年性契知症が異の強化</li> </ul>
7 認知症の人やその家族の視点の重視	<ul><li>(再掲)</li><li>・国作成当事者の声を反映したガイド、市作成の当事者・家族の声の活用</li></ul>

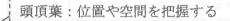
## 2 認知症の類型

## ①脳血管性認知症



- ・脳梗塞や脳出血など脳内の血管に異常が起こる
- ・脳血管障害の大きさが認知症の程度と関係する

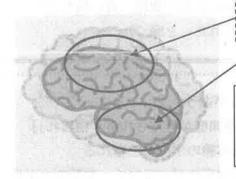
## ②アルツハイマー型認知症



海馬:記憶をつかさどる

- ・頭頂葉から海馬の広範囲において脳が委縮することによって起こる
- ・記憶障害、見当識(日付や時間、場所などを認識 する機能)障害、判断力の低下

## ③前頭側頭型認知症

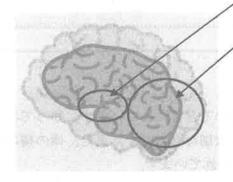


前頭葉:理解、感性などの人格や判断、計画 実行、振り返る機能をつかさどる

側頭葉:言語の理解、耳からの情報を処理する

- ・前頭葉から側頭葉が委縮することによって起こる
- ・人格が変化して思いのままに行動しようとする
- 言語の理解ができなくなる

### 4 レビー小体型認知症



海馬:記憶をつかさどる

後頭葉:視覚をつかさどる、見たものを認識する

- ・後頭葉から海馬の広範囲において血流が悪くな り、機能が低下することによって起こる
- ・初期症状に幻視を訴えることが多く、睡眠障害 が初発症状となることが多い

## 3 認知症を理解する

- ●年をとると、誰でも物忘れが多くなり、 記憶力も落ちてきます。それは、脳の 自然な老化現象で、医学的にいう「認 知症」とは異なります。
- ●認知症は何らかの原因により脳の機能 が低下します。慢性的に記憶が抜け落 ちたり、幻覚等の症状が現われたりし て、日常生活を送ることが困難な状態 になることを言います。

●認知症の多くの原因は、脳の神経細胞 が衰える「アルツハイマー型認知症」 と脳梗塞や脳出血、くも膜下出血など の「脳血管性」の2つです。この他に も原因は色々あり、症状が分りやすい もの、分りにくいものがあります。「お かしいな」と気が付いたら早めに専門 医の診断を受けることが大切です。

## ~見逃さないで!認知症のサイン~

「あれ、おかしい?」は大事なサイン。気付くことができるのは、身近な家族や近隣の人 です。早期に受診することで進行を遅らせることができます。

## ~こんな変化は認知症のサインです~

- ・無表情、無感動でぼんやりしていることが多い
- ・根気が全く続かない
- 身だしなみに気を付けなくなった
- 今までできていたことができなくなる(例えば簡単な計算や調理、買い物など)
- ・しまい忘れが多くなる(例えば「盗まれた、処分された」と騒ぐ)

#### <認知症と物忘れはここが違う!>

- ①体験の一部を忘れる
- ②物忘れの頻度は増えても進行しない
- ③物忘れを自覚している
- ④自分のいる場所が分らなくなること はない

### 【健康な「物忘れ」】 【認知症が考えられる「物忘れ」】

- ①体験のすべてを忘れる
  - ②物忘れだけでなく、判断能力が低下
  - ③物忘れを自覚できない
  - ④自分がいる場所が分らなくなる

#### ~認知症の人への対応の心得~

"驚かせない" "急がせない" "自尊心を傷つけない"

認知症の人はいつも何かしらの「不安」を抱えていると言われています。知っている人 や場所、いつもの日常が、不安を軽減させるとても大切なものです。また、体の痛みや不 調(便秘や空腹など)でも認知症状が悪化すると言われています。

## <認知症と間違えやすい「うつ病」>

「口数が少なくなった」「言葉をかけても反応が鈍い」などから、認知症状を間違えやすい病気に「うつ病」があります。高齢者は離職・退職や親密な人との別れなどの体験が多いことから、うつ病にかかることが多いのです。「うつ病」は心の病気です。心配な場合は早めに専門医に相談しましょう。

## <認知症の発症と重症化予防のためのワンポイントアドバイス>

- ~認知症を寄せ付けない暮らしのすすめ~
- ○家庭でも自分の役割を持ちましょう
  - ○遊びや趣味の集まりに参加しましょう
  - ○おしゃれなどで生活に楽しみを持たせ ましょう
  - ○日記や家計簿をつけて、脳の活性化を 目指しましょう
  - ○足は第二の脳。普段から歩くことを心 がけましょう

- ☆ここがポイント 40~65歳も要注意!!
- ★認知症を予防するには、危険因子となる「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、全身の血液や血管をきれいに保っことが大切です。
- ★毎年、健康診断を受け、生活習慣病の 有無を確認しましょう。

# 4 高齢者の総合相談窓口:地域包括支援センター 一覧

	加加多州加加州 名 称 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	所在地
1	地域包括支援センターたかだ	西城町3丁目6番31号 介護老人保健施設「くびきの」内
2	みんなでいきる地域包括支援センター	大貫 2 丁目 16 番 23 号 特別養護老人ホーム「サンクスレルヒの森」内
3	センター病院地域包括支援センター	南高田町 6番 9 号 「上越地域医療センター病院」内
4	高田の郷地域包括支援センター	新南町 28 番地 3 介護老人保健施設「高田の郷」内 1988年
5	リボーン地域包括支援センター	下門前 1910 番地 有料老人ホーム「スローライフもんぜん」内
6	ふもと地域包括支援センター 加加	中央1丁目23番26号 介護老人保健施設「えがおと虹の森ふもと」内
	地域包括支援センター府中会(拠点)	東雲町2丁目11番6号 ケアハウス「至徳路」内
7	名立地域包括支援センター (サテライト)	名立区名立大町 4174 番地 地域密着型介護老人福祉施設「名立ひなさき」内
	しおさいの里地域包括支援センター大潟くらし支援室 (拠点)	大潟区土底浜 1079 番地 大潟区土底浜 1079 番地 大潟保健センター」内
8	しおさいの里地域包括支援センター頸城くらし支援室 (サテライト)	頸城区百間町 636 番地 「頸城区総合事務所」内
	柿崎地域包括支援センター(拠点)	柿崎区柿崎 5548 番地 特別養護老人ホーム「よねやまの里」内
9	吉川地域包括支援センター(サテライト)	吉川区原之町 1819 番地 1 特別養護老人ホーム「ほほ笑よしかわの里」隣
	浦川原地域包括支援センター (拠点)	浦川原区顕聖寺 242 番地 2 「浦川原高齢者生活福祉センター」内
	安塚地域包括支援センター (サテライト)	安塚区安塚 2549 番地 5 「安塚やすらぎ荘」内
10	大島地域包括支援センター (サテライト)	大島区岡 3388 番地 1 「大島地区公民館」内
	牧地域包括支援センター (サテライト)	牧区大月 252 番地 特別養護老人ホーム「沖見の里」内
	上越あたご地域包括支援センター三和(拠点)	三和区井ノ口 444 番地 「三和区総合事務所」内
11	上越あたご地域包括支援センター清里(サテライト)	清里区荒牧 18 番地 「清里区総合事務所」内
	上越あたご地域包括支援センター板倉(サテライト)	板倉区針 722 番地 1 「板倉区総合事務所」内
	上越あたご地域包括支援センター中郷(サテライト)	中郷区二本木 1959 番地 4 「中郷保健相談センター」内

# 5 認知症の診療に関する相談機関

相談機関	内容等	連絡先
認知症疾患医療センター	認知症の診察や対応の相談	090-7801-7533
もの忘れ外来(高田西城病院)	認知症の診察 (第1・3 土、9~12 時)	025-523-2139
到何肯用压炼機関	精神科、神経内科、脳神経内科、心療内科、	
認知症専門医療機関	もの忘れ外来などの診療科のある医療機関	

## 6 高齢者の権利擁護等に関する相談窓口

相談機関	内容等	連絡先
日常生活自立支援事業	日常生活で不安のある方に必要なサービス	005 501 1010
(上越市社会福祉協議会)	利用やお金の出し入れなどの支援を行う	025-521-1212
成年後見制度	判断能力が十分でない人を保護するための	005 504 5160
(新潟家庭裁判所高田支部)	制度	025-524-5160
成年後見制度等利用助成事業	日常生活自立支援事業や成年後見制度を利	025-526-5111
(福祉課、高齢者支援課)	用した人の費用の一部を補助する	025-520-5111
認知症の人と家族の会新潟支部	認知症の人と家族のための集いを開催	025-526-1268
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解するための講座を開催	025 526 5111
(高齢者支援課)	耐加圧を正しく連件するための講座を開催	025-526-5111
認知症予防のための講座	認知症予防のための各種健康講座を開催	09E_E96_E111
(高齢者支援課、健康づくり推進課)	MCVHATE J. MANA J. C は A A A A A A A A A A A A A A A A A A	025-526-5111

## 限知症の診療に関する相談機関

一个大学排列用抗能识别		· Marcosta	
	9.2		
mpa.amo.am			

## 6 高齢者の権利協議等に関する相談窓口

		图 服务 15
ALTHUR AND SHIP	スコーを発明なられるものを不て相主情日	
NIN-119-920	利用やお後の出し人れたどの支援を行う	(上級市社会版社组副会)
	mar kenengi Baki waxaga inda	馬知底下砂のたちの削削
		(地域が大学の)、地域で大学の地域

# 上越市認知症施策総合戦略 (上越市版オレンジプラン)

平成 31 年 3 月

上越市健康福祉部高齢者支援課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

E-mail: koureisya@city.joetsu.lg.jp

#### 2 平成31年度事業について

### (1)介護認定審査会合議体数の見直しについて

#### 【現行】

(1) 介護認定審査会委員定数(介護保険条例第6条)

#### ( )は内数で無任所数

任期 (2年)	保健分野	医療分野 (歯科医師含)	福祉分野	計	合議体数	平 均 認定日数	
平成29年4月1日から	40 人	57 人	39 人	136 人	24	38.3 日	
平成 31 年 3 月 31 日まで	(10)		(7)	(17)			

#### (2) 審査会の法令要件

- ○合議体数は市が必要と認める数を設置(介護保険法施行令第5条)
- ○合議体の委員の定数は、5人(上越市介護認定審査会会議運営要綱第3条)
- ○審査件数の上限は、25件(介護認定審査会及び合議体の設置運営要領)
- ○医師委員(歯科医師除く)は、1 合議体に 2 人所属し、1 人ずつ交代で出席(介護認定審査会及び合議体の設置運営要領)
- ○定足数は、3人(介護認定審査会及び合議体の設置運営要領)

#### 【平成31年度以降】

○今後の申請件数等の見込みに基づく必要合議体数

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
申請件数① (認定者数の9割)	11, 152	11, 524	11, 272	11, 739	11,894	12, 015	12, 083
審査件数②=①×0.99	11, 040	11, 409	11, 159	11,622	11, 776	11, 895	11, 962
審査会開催日数③	100	101	102	97	97	101	100
1日の必要合議体数④ ②/③÷23件**1	4.8	4.9	4. 7	5. 2	5. 3	5. 1	5. 2
月平均開催日数⑤=③/12	8.3	8.4	8.5	8. 1	8.1	8.4	8. 3
必要合議体数⑥ ④×⑤÷2(*22週間に1回)	19. 9	20.6	20. 0	21. 1	21.5	21. 4	21.6

- ・第7期介護保険事業計画で推計した今後の認定者数を基に審査件数を見込んだところ、平成30年度以降は高齢者人口の増加と共に徐々に審査件数は増えていくと予想されるが、1合議体あたりの審査件数を23件(※1過去4年平均)とした場合、1日当たり最大で5.3合議体(ピーク…H34)が必要であり、現在のとおり※22週間に1回の合議体開催のサイクルを維持した場合は、22合議体での運営が可能である。
- ・合議体数を22合議体とした場合、審査会委員数125人(うち無任所15人)となる。

現	行	平成 31 年	年度以降	比	較
合議体数	委員数	合議体数	委員数	合議体数	委員数
24	136 人	22	125 人	$\triangle 2$	△11 人

#### (2) 消費税率 10%への引上げに合わせた低所得者の介護保険料の軽減強化について

※市議会3月定例会の議決後に決定します。

#### ①趣旨

本年 10 月からの消費税率 10%への引上げに伴う国の低所得者に対する介護保険料軽減強化に合わせ、市町村民税非課税世帯全体に対象(第 1~第 3 段階)を広げ、負担軽減を図る。

#### ②これまでの経緯(現行)

- (1) 国は、消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を平成27年4月から一部実施した。
- (2) 当市では、国の軽減幅に合わせ、第1段階の本人負担割合を 0.4 から 0.35 (△0.05) に軽減した。

#### ③今回の軽減強化(平成31年4月1日予定)

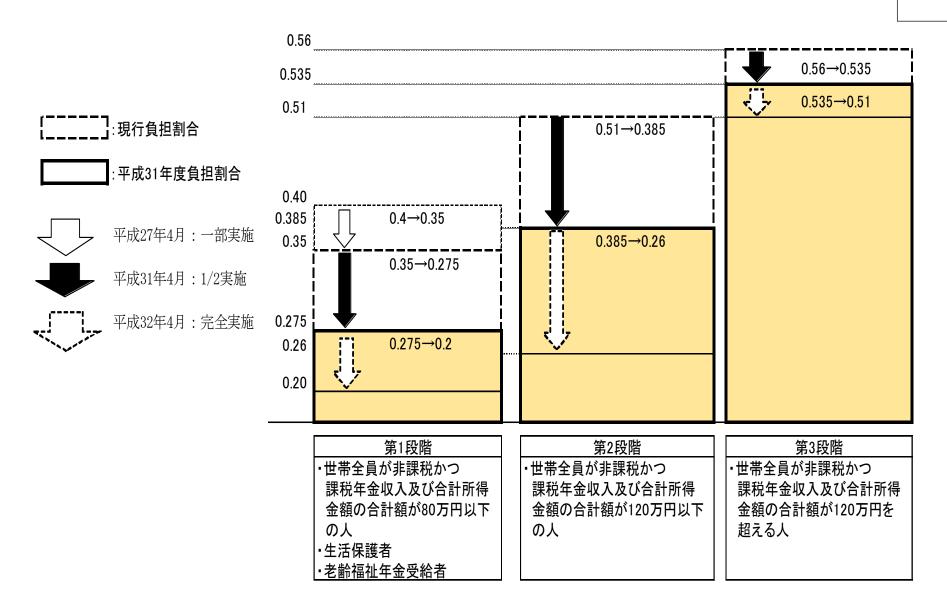
(1) 国は、平成31年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、市町村民税非課税世帯全体を対象(第1~第3段階)に広げ、軽減強化を行うこととしている。

なお、介護保険料の賦課が年度単位であることから、平成31年度については、平成32年度 以降の完全実施時における軽減幅の2分の1に設定することとしている。

(2) 当市では、低所得者の負担軽減に最大限配慮し、「一部実施」の時と同様に、国の軽減幅の上限まで減じた本人負担割合としている。

具体的には、保険料基準年額(77,800円)に対する負担割合等は下表のとおり。

区分	第1段階 (6,992人、11.4%)	第2段階 (4,500人、7.3%)	第 3 段階 (4, 592 人、7. 5%)
軽減前	0.4 (31, 200 円)	0.51 (39,700円)	0.56 (43,600円)
現行(一部実施済)	0.35 (27,300円)	_	_
平成 31 年度(軽減幅 1/2)	0.275(21,400円)	0.385(30,000円)	0.535(41,700円)
平成 32 年度(完全実施)	0.2 (15,600円)	0.26 (20,300円)	0.51 (39,700円)



※介護保険料の賦課が年度単位であることから、平成 31 年度については、平成 32 年度以降の完全実施時における軽減幅の 2 分の 1 に設定し、12 か月で実施。

段階	負担割合 軽減	所得段階の要件	負担 割合	保険料 年額(円)
	軽減前		0.40	31, 200
Arr a CT TH	一部実施 (平成 27 年 4 月)	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税	0.35	27, 300
第1段階	軽減幅 1/2 (平成 31 年度)	年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万 円以下で市民税世帯非課税の人	0. 275	21, 400
	完全実施 (平成 32 年度)		0.20	15, 600
	軽減前		0.51	39, 700
第2段階	軽減幅 1/2 (平成 31 年度)	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が	0. 385	30, 000
	完全実施 (平成 32 年度)	120 万円以下の人	0. 26	20, 300
	軽減前		0.56	43,600
第3段階	軽減幅 1/2 (平成 31 年度)	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が	0. 535	41, 700
	完全実施 (平成 32 年度)		0.51	39, 700
第4段階		市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金 額の合計額が 80 万円以下の人(世帯内に市民 税課税者がいる場合)	0. 92	71,600
第5段階(	基準額)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金 額の合計額が 80 万円を超える人(世帯内に市 民税課税者がいる場合)	1. 00	77, 800
第6段階		市民税課税で合計所得金額が 50 万円未満の人	1.15	89, 500
第7段階		市民税課税で合計所得金額が 50 万円以上 125 万円未満の人	1.20	93, 400
第8段階		市民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 160 万円未満の人	1.34	104, 300
第9段階		市民税課税で合計所得金額が 160 万円以上 200 万円未満の人	1.35	105, 100
第 10 段階		市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 250 万円未満の人	1.65	128, 400
第 11 段階		市民税課税で合計所得金額が 250 万円以上 350 万円未満の人	1.95	151, 800
第 12 段階		市民税課税で合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満の人	2. 25	175, 100
第 13 段階		市民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の人	2.60	202, 300
第 14 段階	古民		2.70	210, 100
第 15 段階		市民税課税で合計所得金額が 900 万円以上の人	2.80	217, 900

#### (3) ふれあいランチサービス事業の見直し・拡充について

※市議会3月定例会の議決後に決定します。

## ①事業見直し・拡充の概要

ひとり暮らし高齢者等が健康で自立した生活ができるよう、バランスのとれた食事を 提供するとともに、安否確認を行う「ふれあいランチサービス事業」について、平成31 年4月から、事業の効率的な実施体制に見直しするとともに、全市域において、「毎日の 配食と見守り」サービスが提供できる体制を整え、サービスの均一化を図る。

#### 〔実施日〕

地区	現行	平成 31 年度	
安塚区・浦川原区・大島区・大潟区・	月~金曜日		
頸城区・吉川区・中郷区・板倉区	(祝日を除く週5日)		
牧区・三和区	月~木曜日		
	(祝日を除く週4日)	月~日曜日	
清里区	月・木曜日	(祝日を含む週7日)	
<b>有主</b> 区	(祝日を除く週2日)		
名立区	月~土曜日		
为立区 	(祝日を除く週6日)		
△併並 15 区,按峤区	月~日	日曜日	
合併前 15 区・柿崎区	(祝日を含む週7日)		

また、この見直しにあわせて、実施日を拡充する12区について、公募により委託事業者を選定した結果、地区担当の委託事業者が変更となる。

#### ②自己負担金の改定について

平成31年10月からの消費税率10%への引上げを反映する。

区分	平成 31 年 9 月 30 日まで	平成 31 年 10 月 1 日以降
ごはんセット	400 円	407 円
おかずのみ	300 円	305 円

#### ③利用者への周知について

ふれあいランチサービス利用に当たり、アセスメント(心身の状況や家庭環境の分析、配食希望等)を実施する地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を通じて、1月下旬から、現利用者に対して、事業の見直し・拡充内容の周知と配食希望曜日の追加変更等の調整と手続きを行っている。

また、今後、当該 12 区での新規利用申請におけるアセスメントの際には、平成 31 年 4 月からの制度の内容について案内することとしている。

#### <今後の主なスケジュール>

- ・利用希望変更届の提出(2月実施)
- ・新委託事業者への引き継ぎ(3 月実施)
- ・広報上越、市ホームページへの掲載(4月1日)